



# 宮 崎 県 公 報

平成23年11月14日 (月曜日) 第 2337 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	
○栄養士法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康増進課) 1		○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 7
告 示		公 告
○地方税法第 396条第 3 項に規定する固定資産調		○大規模小売店舗の変更に関する届出 (3 件) … (商業支援課) 7
査職員証票の様式…………… (市町村課) 6		○市町村宮土地改良事業の施行の同意…………… (農村整備課) 9
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機		○落札者等の公告 (4 件) ……………… 9
関 (精神通院医療) の名称の変更…………… (障害福祉課) 7		公 安 委 員 会 公 告
		○機械警備業務管理者講習の実施について……………10
		正 誤
		○平成23年10月3日付け県公報 (第2325号) 中……………10

## 規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第48号

#### 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則 (昭和42年宮崎県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(名簿の訂正)	(名簿の訂正)
第 4 条 政令第 3 条第 1 項の規定により栄養士名簿の訂正の申請をしようとするときは、 <u>栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書</u> (別記様式第 3 号) を提出しなければならない。 (免許証の書換えの交付)	第 4 条 政令第 3 条第 1 項の規定により栄養士名簿の訂正の申請をしようとするときは、 <u>栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書</u> (別記様式第 3 号) を提出しなければならない。 (免許証の書換えの交付)
第 6 条 政令第 5 条第 1 項の規定により栄養士免許証の書換え交付の申請をしようとするときは、 <u>栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書</u> (別記様式第 3 号) を提出しなければならない。	第 6 条 政令第 5 条第 1 項の規定により栄養士免許証の書換え交付の申請をしようとするときは、 <u>栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書</u> (別記様式第 3 号) を提出しなければならない。

別記様式第 2 号から別記様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

知 事 殿

本 籍 地 都 道  
府 県 名 ( 国 籍 )

住 所

ふ り が な  
氏 名 印

性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

栄養士法施行令第 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有・無  
(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。)

---

- 2 栄養士法第 1 条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無  
(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)

---

- 備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
- 2 該当する文字を○で囲むこと。
  - 3 次の書類を添付すること。
    - (1) 栄養士法第 2 条第 1 項に規定する養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 73 号) 附則第 5 条第 1 項に規定する者であることを証する書類
    - (2) 次のいずれかの書類
      - ア 戸籍の謄本又は抄本
      - イ 住民票の写し (戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)
      - ウ 外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 5 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 3 号（第 4 条、第 6 条関係）

## 栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書

年 月 日

知 事 殿

住 所

ふ り が な  
氏 名

印

性 別

男 ・ 女

生 年 月 日

年 月 日

電 話 番 号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定により、栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

## 記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 ( 国 籍 )		
ふ り が な 氏 名		

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更理由

- 備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
- 2 該当する文字を○で囲むこと。
  - 3 栄養士免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録証明書の写し若しくは外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 5 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

## 栄 養 士 名 簿 登 録 抹 消 申 請 書

年 月 日

知 事 殿

申 請 者 住 所

氏 名 印

(本人との続柄 )

電 話 番 号

栄養士法施行令第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

## 記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名 (国籍)
- 4 ふりがな  
氏 名
- 5 性 別 男 ・ 女
- 6 生年月日 年 月 日
- 7 抹消理由の生じた年月日 年 月 日
- 8 抹消理由 ( 死亡 ・ 失踪 ・ その他 )

備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。また、戸籍上の文字で記入すること。

2 該当する文字を○で囲むこと。

3 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。

4 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

6 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 5 号（第 7 条関係）

## 栄 養 士 免 許 証 再 交 付 申 請 書

知 事 殿

年 月 日

住 所

ふ り が な 氏 名 印

性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

下記の栄養士免許証を（破った・汚した・失った）ので、栄養士法施行令第 6 条第 1 項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

## 記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名（国籍）

備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。また、戸籍上の文字で記入すること。  
2 該当する文字を○で囲むこと。  
3 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
5 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 929号

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 396条第3項に規定する職員の身分を証明する証票の様式を次のとおり定める。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(表)

(裏)

地方税法（昭和25年法律第 226号）（抄）

第 396条 第 389条第 1 項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第 401条第 4 号の助言又は第 419条第 1 項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者、第 388条第 4 項第 2 号の助言、第 389条第 1 項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第 422条の 2 第 1 項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第 1 号若しくは第 2 号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

(3) 前 2 号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第 1 号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第 2 号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第 1 項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 宮崎県告示第930号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
大崎薬局	日向市	大崎薬局	そうごう薬局亀崎店	平成23年10月1日

## 宮崎県告示第931号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大平字立河内4-2
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
都城ショッピングセンター  
都城市千町4351-2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社トーア 代表取締役 渡瀬登  
都城市早水町4500番地
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城雄

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
九州コンビニエンスシステムズ株式会社 代表取締役 岩崎修

熊本県熊本市流通団地二丁目11番地  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町一丁目3番5号  
有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原浩  
都城市山田町大字山田2197番地3

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
株式会社ココストアウエスト 代表取締役 富田晋  
熊本県熊本市流通団地二丁目11番地  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町一丁目3番5号  
有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原浩  
都城市山田町大字山田2197番地3

- 変更の年月日
  - 平成22年5月8日(マックスバリュ九州株式会社代表者変更)
  - 平成21年8月27日(株式会社ココストアウエスト会社名変更及び代表者変更)
- 変更した理由  
小売業者の代表者及び名称変更のため
- 届出年月日  
平成23年10月31日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
平成23年11月14日から平成24年3月14日まで
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - 期間  
平成23年11月14日から平成24年3月14日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 都城ショッピングセンター  
 都城市千町4351-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社トーア 代表取締役 渡瀬登  
 都城市早水町4500番地
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数
 

(変更前) 敷地内駐車場	469台
(変更後) 敷地内駐車場	471台
    - ② 荷さばき施設の位置及び面積
 

(変更前) 建物A 棟西側 (No.1)	322.0㎡
建物B 棟南側 (No.2)	225.0㎡
建物C 棟北側 (No.3)	108.0㎡
建物C 棟南側 (No.4)	114.0㎡
建物E 棟北側 (No.5)	32.0㎡
建物E 棟南側 (No.6)	32.0㎡
合計	833.0㎡
(変更後) 建物A 棟西側 (No.1)	322.0㎡
建物B 棟南側 (No.2)	225.0㎡
建物C 棟北側 (No.3)	108.0㎡
建物C 棟南側 (No.4)	114.0㎡
建物E 棟北側 (No.5)	32.0㎡
建物E 棟南側 (No.6)	32.0㎡
建物B 棟北西側 (No.7)	31.5㎡
合計	864.5㎡
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 

(変更前) 荷さばき施設 (No.1)	午前 6 時30分～午後10時
荷さばき施設 (No.2)	午前 6 時～午後10時
荷さばき施設 (No.3)	午前 9 時～午後 8 時
荷さばき施設 (No.4)	午前 9 時～午後 8 時
荷さばき施設 (No.5)	午前 9 時～午後10時
荷さばき施設 (No.6)	午前 9 時～午後10時
(変更後) 荷さばき施設 (No.1)	午前 6 時30分～午後10時
荷さばき施設 (No.2)	24時間
荷さばき施設 (No.3)	午前 9 時～午後 8 時
荷さばき施設 (No.4)	午前 9 時～午後 8 時
荷さばき施設 (No.5)	午前 9 時～午後10時
荷さばき施設 (No.6)	午前 9 時～午後10時
荷さばき施設 (No.7)	午後10時～午前 9 時
- 4 変更する年月日  
 (1) 平成24年 7 月 1 日（荷さばき施設の位置及び面積）

- (2) 平成23年11月 1 日（荷さばき施設No.2 において荷さばきを行うことができる時間帯）

- 5 変更する理由  
 営業施策のため
  - 6 届出年月日  
 平成23年10月31日
  - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
    - (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
    - (2) 期間  
 平成23年11月14日から平成24年 3 月14日まで
  - 8 意見書の提出先及び期間
    - (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課
    - (2) 期間  
 平成23年11月14日から平成24年 3 月14日まで
  - 9 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 平成23年11月14日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 クラスタ高鍋  
 児湯郡高鍋町大字北高鍋1366-6 外
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 大森製材株式会社 代表取締役 大森ヒロ  
 児湯郡高鍋町大字北高鍋1404番地
  - 3 変更しようとする事項
    - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
      - ① 駐車場の位置及び収容台数
 

(変更前) 建物南側駐車場 (No.1)	101台
建物敷地西側駐車場 (No.2)	20台
合計	121台
(変更後) 建物南側駐車場 (No.1)	101台
      - ② 荷さばき施設の位置及び面積
 

(変更前) 東側建物北側 (No.1)	30.0㎡
西側建物北側 (No.2)	24.0㎡
合計	54.0㎡
(変更後) 東側建物北側 (No.1)	30.0㎡
西側建物北側 (No.2)	24.0㎡
東側建物南側 (No.3)	31.5㎡



合計	85.5㎡	宮崎県電子調達システム（物品）構築業務 一式
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目
① 来客が駐車場を利用することができる時間帯		10番 1 号
(変更前) 建物南側駐車場	24時間	3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年 9 月 8 日
建物敷地西側駐車場	午前 9 時～午後 9 時	4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通株式会社宮崎支店 宮崎市錦町 1 番10号（宮崎グリーン
(変更後) 建物南側駐車場	24時間	スフィア壱番街）
② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		5 随意契約に係る契約金額 25,200,000円
(変更前) 建物敷地南側及び東側 2 箇所（出入口 2 箇所）		6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
建物敷地西側駐車場東側 1 箇所（出入口 1 箇所）		政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号に基づく随意
合計	3 箇所	契約
(変更後) 建物敷地南側及び東側 2 箇所（出入口 2 箇所）		
③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		
(変更前) 荷さばき施設（No.1）	午前 6 時～午後10時	
荷さばき施設（No.2）	午前 6 時～午後 6 時	
(変更後) 荷さばき施設（No.1）	午前 6 時～午後10時	
荷さばき施設（No.2）	午前 6 時～午後 6 時	
荷さばき施設（No.3）	午前 6 時～午前 9 時	
4 変更する年月日	平成24年 7 月 1 日	<b>落札者等の公告</b> 総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり
5 変更する理由	営業施策のため	公示する。 平成23年11月14日 宮崎県知事 河野俊嗣
6 届出年月日	平成23年10月31日	1 落札に係る調達件名及び数量 宮崎県財務総合システムの構築等に係る業務 一式
7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間		2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部財政課財政企画担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1
(1) 場所	宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城	号 3 落札者を決定した日 平成23年10月24日
(2) 期間	宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター	4 落札者の氏名及び住所 富士通株式会社 川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
8 意見書の提出先及び期間	平成23年11月14日から平成24年 3 月14日まで	5 落札金額 109,838,610円
(1) 提出先	宮崎県商工観光労働部商業支援課	6 総合評価一般競争入札の公告を行った日 平成23年 9 月 5 日
(2) 期間	平成23年11月14日から平成24年 3 月14日まで	
9 意見書の記載事項	意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。	<b>落札者等の公告</b> 一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。 平成23年11月14日 宮崎県知事 河野俊嗣
土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、西都市が行う土地改良事業（南方地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。 平成23年11月14日 宮崎県知事 河野俊嗣		1 落札に係る調達件名及び数量 四輪用運転シミュレーター一式の賃貸借
		2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
		3 落札者を決定した日 平成23年10月27日
		4 落札者の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社 南九州支店 鹿児島市鴨池新町 6 - 6
		5 落札金額 16,619,400円
		6 一般競争入札の公告を行った日 平成23年 9 月15日
<b>落札者等の公告</b> 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成23年11月14日 宮崎県知事 河野俊嗣		
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量		

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
本部庁舎LAN用機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支社  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額  
39,204,900円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年9月22日

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第19号**

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年11月14日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の実施日及び定員

講 習 種 別	講 習 の 実 施 日	定 員
機械警備業務管理者講習	平成24年1月16日(月)から1月19日(木)まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）  
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講 習 種 別	提 出 日 時
機械警備業務管理者講習	平成23年12月5日(月)から12月14日(木)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

**正 誤**

平成23年10月3日付け県公報（第2325号）中

ページ	行	誤	正
4	16	45 宮崎県	45 宮崎県